

木造住宅のための住宅性能表示(平成 21 年 7 月)

正 誤 表

平成 22 年 3 月

財団法人日本住宅・木材技術センター

頁	位置	誤	正
基本編 81 頁	上から 3 行目	<u>f. 居室と区画されている玄関その他これに類する区画の出入り口の建具</u>	下線部を削除
基本編 90 頁	上から 5 行目	・等級 3 と同じ基準です。 <u>P.79</u> を参照して下さい。	<u>P.80</u>
基本編 98 頁	中段四角囲い 5 行目	「日射浸入率の低いガラス(<u>0.66</u> 以下)」	<u>(0.60 以下)</u>
	中段四角囲い 8～9 行目	「日射浸入率が低いガラス(<u>0.57</u> 以下)」	<u>(0.49 以下)</u>
基本編 103 頁	上から 1 行目	3)等級 4 では次の①②のいずれか一の方法を適用できます。	以下の文を追加。 ただし、 <u>93 頁⑥</u> を適用した場合 を除きます。
基本編 104 頁	表中 3 段目	防湿フィルムの材厚 50 μ 以上のもの (JIS A 6930 に規定する <u>B 種</u> と同等以上の透湿抵抗を有するもの)	<u>A 種</u>
申請編 41 頁	上から 9～12 行目	●断熱性能を確保するための事項 ・断熱材の施工方法、及び断熱材の施工の～(中略)～基準に照らして措置が不要なため、「不要」になります。	下線部を削除
	下から 14～8 行目	躯体の気密性 ●気密材・気密層の施工 ・等級 4 では全ての地域で、等級 3 では～(中略)～気密施工をする住宅のみ記入します。 ・「種類」には気密材の種類(フィルム、合板等)～(中略)～相当隙間面積に応じて特記すべき措置を記入します。	下線部を削除
	下から 5 行目	防湿層あるいは防湿気密層の材料と位置～	下線部を削除
	下から 3～1 行目	●熱橋部の断熱補強対策 ・I 地域の等級 4 の場合のみ対策が必要となり、住宅の中間階における床を構成する横架材の断熱補強措置を記入します。	下線部を削除
申請編 47 頁	上から 8 行目	台が <u>750mm</u> 以上ならば、	<u>800mm</u>